最終更新日：2019年1月31日

株式会社 原弘産
代表取締役社長 岡本　貴文
問合せ先：083-229-8894
証券コード：8894
http://www.harakosan.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の効率化・迅速化、ディスクロージャーの充実、経営上の意思決定と執行の分離、監査等委員である取締役の権限の独立等、株主の立場に立った企業価値の最大化と経営の透明性をコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。
また、連結子会社を含めた当社グループにおいても、当社同様企業価値の最大化と経営の透明性をコーポレート・ガバナンスの基本と考え、毎月の業績の報告、定期的な当社監査等委員である取締役のチェック、当社業務監査室による業務監査等を実施する方針です。（現時点においては子会社等は存在しません。）
取締役等の候補者の選任につきましては、過去の人事考課を基礎に取締役会で協議し選任いたします。その任期は、取締役の業務に緊張感を持たせ業績の実効を上げることを目的として1年としております。なお、監査等委員会は、独立した機関として設置し、その権限にも独立性を持たせております。日常の監査業務のなかで忌憚のない発言を常時受け入れる体制を構築しております。
また、取締役（監査等委員である者を除く）、監査等委員である取締役の報酬限度額等につきましては、当社の定款にその額、算定方法等の定めはなく、その報酬限度額、算定方法、改定等は株主総会で決定いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2 (4)】
当社は、より多くの株主が議決権行使を行えるよう、その環境作り等に配慮する必要があると考えておりますが、機関投資家や海外投資家の比率が低いことから議決権電子行使プラットフォームの利用や英文による招集通知の作成は行っておりません。今後の株主構成の動向に注視し検討してまいります。

【原則1-4】
当社は、取引先との関係を維持・強化することを目的として上場株式を保有しておりますが、その経済合理性等の検証を行っておらず、議決権の行使についての基準も定めておりません。今後は、上場株式を政策的に保有する方針ではないことから、保有している株式については、当社の状況を勘案し、適切なタイミングで売却する方針です。

【原則1-5】
現在、当社は買収防衛策を導入しておりません。また、今後企業価値を毀損する恐れのある買収行為が行われる可能性が顕在化した場合等においては、買収防衛の必要性・合理性を十分検討し、適正な手続の確保と株主への説明を行う予定です。

【原則2-6】
当社は、現在の当社の経営状況を鑑み、企業年金を運用しておらず、導入の検討もしておりません。また、今後も予定しておりません。

【原則3-1 (2)】
当社は、海外投資家等の比率が低いと判断しており、開示資料等の英訳を見合わせておりますが、今後、当該比率が上昇した場合に、英訳を検討してまいります。

【原則4-1 (2)】
当社は経営再建途上であるため、中長期の経営計画より単年度の計画を重要視しております。今後、中長期の経営計画を策定できるような状況になりましたら、検討して参ります。

【原則4-1 (3)】
当社は、最高経営責任者等の後継者の計画を策定しておりません。今後、計画の策定や方針等を議論、検討してまいります。

【原則4-2】
当社は、各部門の責任者を取締役が務めており、各部門運営を担っております。各部門からの提案等については取締役会規程に基づき付議、決定しており、各取締役が部門内における実行を指示・監督しております。
また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬に関しては、株主総会で決議された報酬限度額の枠内で、業績等を考慮した上で個別の報酬額を株式総会後の取締役会で決定しております。今後は、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付け（業績連動報酬）についても導入を検討してまいります。

【原則4-2 (1)】
当社は、株主総会後の取締役会において、業績等を考慮した上で個別の報酬額を決定しておりますが、具体的な報酬制度は設計しておりません。なお、その内容は現金報酬のみとなっており、今後、自社株報酬やインセンティブ付け（業績連動報酬）等の導入について検討してまいります。
また、監査等委員である取締役については、監査等委員会で個別の報酬額を決定しております。

【原則4-8 (2)】
当社は、社外取締役2名を独立役員として東京証券取引所に届け出ておりますが、必要な連携がとれていることから、筆頭独立社外取締役等の選任は行っておりません。

【原則4-10 (1)】
当社は、監査等委員会設置会社で、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、独立した任意の委員会を設置する等の対応を実施しておりません。なお、重要な事項に関する検討は取締役会で付議されており、独立社外取締役が適切に関与できる体制を整えております。

【原則4-11】
当社の取締役会は、当社の生え抜きであり営業経験者、管理部門経験者、同業他社で経営者としての経験を有する者で構成されております。また、監査等委員会は、金融機関出身者、会社経営者、公認会計士で構成されており、財務・会計に関する適切な知見を有しております。
　なお、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しておりません。今後、取締役会の機能向上を図るために、評価機関の設置等を検討してまいります。

【補充原則4-11 (3)】
取締役会は、各取締役の自己評価や取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しておりません。今後、機能向上を図るために、評価機関の設置等を検討してまいります。

【原則5-2】
当社は、現在経営再建中であることから中長期の経営計画等を公表しておらず、目標等を提示しておりません。今後、経営再建の進捗等を踏まえて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】
当社は、取引先との関係を維持・強化することを目的として上場株式を保有しておりますが、その経済合理性等の検証を行っておらず、議決権の行使についての基準も定めておりません。今後は、上場株式を政策的に保有する方針ではないことから基準を策定する予定もありません。なお、保有している株式については、当社の状況を勘案し、適切なタイミングで売却する方針です。

【原則1-7】
当社は、「取締役会規程」に取締役の競業取引等を取締役会決議事項と定めていること、関連当事者取引の有無について調査を実施した結果を会計監査人に報告すること等により、会社や株主共同の利益を害することがないよう、適切な管理に努めています。なお、関連当事者取引が実施される場合は、他の取引先と同等の取引条件にて実施することとしております。

【原則2-6】
当社は、現在の当社の経営状況を鑑み、企業年金を運用しておらず、導入の検討もしておりません。また、今後も予定しておりません。

【原則3-1】
(1) 当社の経営理念である「天地に感謝・社会に奉仕」、「会社を通じての社会貢献」、「お客様の夢の実現、社員の夢の実現、そして会社の夢の実現」のため、常にお客様の立場で「住」を見つめ様々なニーズに応え、お客様の夢の実現に努めております。
また、「企業は人から愛され信頼されるものでなくてはその存在価値はない」という考えのもと、様々なステークホルダーから愛されることが、企業を永遠に発展させる大きな要因とし、信頼回復、再建に向けた様々な施策を実施しております。
なお、経営戦略等は招集通知の対処すべき課題に記載しております。
(2) コーポレートガバナンス報告書に記載しております。
(3) 取締役の報酬に関しては、株主総会で決議された報酬限度額の枠内で、業績等を考慮した上で個別の報酬額を株式総会後の取締役会で決定しております。
(4) 取締役（監査等委員を除く）候補は、知識・経験、能力等を考慮し、監査等委員である取締役候補は、経営者としての経験があることや財務・経営や法令に関する見識を有すること等を考慮し、取締役会で決定しております。なお、解任については、実績を考慮した上で、取締役会で決定いたします。
(5) 新任候補者については、株主総会招集通知に経歴や選任理由を記載しております。その他の候補者は、前期から引き続き業務執行することが適任であると判断しての選任となります。なお、解任については、その理由等を記載する等して、情報を開示いたします。

【補充原則4-1(1)】
当社は、「取締役会規程」及び「取締役会付議基準」において、取締役会で審議、決議する内容を定めております。また、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われており、委任範囲を明確にしております。

【原則4-8】
当社は、社外取締役2名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

【原則4-9】
当社は、独立社外取締役となる者の独立性基準として、東京証券取引所における独立役員の基準を採用しており、当社独自の判断基準を策定しておりません。

【補充原則4-11 (1)】
当社は、当社業務及び業界に精通していること、経営者としての経験や見識を有すること等を条件として、取締役会全体のバランスを意識した体制を構築しております。

【補充原則4-11 (2)】
取締役の重要な兼務状況は、招集通知等に記載しております。

【補充原則4-11 (3)】
取締役会は、各取締役の自己評価や取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しておりません。今後、機能向上を図るために、評価機関の設置等を検討してまいります。

【補充原則4-14 (2)】
当社は、期待される役割・責務を適切に果たすため、必要に応じて外部セミナー等への参加を行っております。

【原則5-1】

当社は、情報開示や株主からの問い合わせ対応等を経営企画室のIR担当者が行っております。なお、問い合わせ等に関しては、ステークホルダーからの貴重な意見等を聞け、経営に反映させる機会であることから、対応可能な範囲で積極的な対話に努める方針です。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本証券金融株式会社	1,760,100	2.38
株式会社フージャースホールディングス	1,388,900	1.88
JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	1,199,100	1.62
UBS AG SINGAPORE	1,000,000	1.35
藤井　昭	1,000,000	1.35
四元　秀一	1,000,000	1.35
加藤　福也	1,000,000	1.35
株式会社ＳＢＩ証券	824,900	1.11
森　文雄	800,000	1.08
熊谷　正昭	775,000	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	10 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福田　享	他の会社の出身者											
星山　敏秀	他の会社の出身者											
浦　隆行	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田　享	○		会社と本人との間には特別な利害関係はありません。	金融機関において培われた専門的な知識・経験等を生かし、社外取締役として経営全般の監視及び有効な助言が期待できること及び一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため。
星山　敏秀	○	○	会社と本人との間には特別な利害関係はありません。	会社経営者として経営に関する知識・経験を有していること等から、当社の経営体制の強化につながること、及び一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため。

浦　隆行	○	○	会社と本人との間には特別な利害関係はありません。	公認会計士の資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営全般の監視及び有効な助言が期待できること及び一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助する取締役や使用人を定めてはおりませんが、必要な事項を命令することができる旨を基本方針としており、その職務遂行に支障が無い体制を整えております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査を担当する代表取締役社長直属の業務監査室及び監査等委員会並びに会計監査人は、定期会合による意見交換及び情報交換等を行っており、それぞれの連携を高める事によって効率的な監査の実施に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の経営状況を鑑み、インセンティブは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

監査等委員を除く取締役（5名）に支払った年間報酬総額は23,460千円（うち社外取締役2名1,860千円）です。
監査等委員である取締役（3名）に支払った年間報酬総額は8,550千円（うち社外取締役3名8,550千円）です。
監査役（3名）に支払った年間報酬総額は2,100千円（うち社外監査役3名2,100千円）です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

当社では、専属のサポーターは設置しておりませんが、社外取締役の求めに応じて、適切な部門の使用人がサポートすることにしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は、取締役3名（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成しており、迅速かつ的確な意思決定を行うことができる適正な規模と考えております。取締役会は、原則として四半期に一度開催されるほか、必要に応じて臨時に開催されております。また、経営会議を新設し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を協議するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行っており、業務執行・意思決定の迅速化を強化しております。なお、意思決定は取締役会にて決定するものとしております。
また、監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行及び重要議案の審議・決議状況を監視し、必要に応じて意見陳述や助言・提言等を行っております。監査等委員会は、原則として四半期に一度開催されるほか、必要に応じて臨時に開催されております。なお、監査等委員である取締役1名が常勤社外取締役として常駐しており、日常の業務を含め、役員との個別相談による経営に対する意見の具申等々、日々の監視体制を整えております。さらに、当社の内部監査を担当する代表取締役直属の業務監査室とは、定期的に会合を実施し、監査結果報告、問題点の協議を行う他、随時情報交換や、共同して往査実査へ取り組んでいます。
なお、会計監査については、当社は監査法人元和と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、会計監査人として会計監査を受け、必要に応じアドバイスを受けておりますが、体制への関与はありません。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載された体制を採用することにより、企業活動の透明性確保や経営監視に関する機能は十分に果たしていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信及び各種プレスリリースを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は法令、規則等に則り可能な限り、メディア、ホームページ等を通じ早期の開示を行っています。また、「企業倫理基準」を制定し、ステークホルダーの立場の尊重に努めております
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業倫理基準」を制定するとともにコンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う等、当社が定める内部統制基本方針に基づき、ＣＳＲ活動に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は企業の開示に関する規程等を特に制定しておりませんが、法令、規則等に則り可能な限り、メディア、ホームページ等を通じ早期の開示を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役・使用人が、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業倫理基準」を制定するとともにコンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。
(2) 代表取締役の直属部門として業務監査室を設置し、定期的に業務監査を実施し、監査結果を代表取締役、担当取締役、監査等委員である取締役らに報告する。
(3) コンプライアンス、リスク管理を統括する組織として、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。なお、業務監査室は、同委員会と連携してコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取締役会及び監査等委員会に報告される体制を構築する。
(4) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度規程を制定する。
(5) 市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。
(2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)「危機管理規程」、「リスク管理規程」等を制定し、各部門においてリスク管理を行い、その未然防止を図るものとする。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、対策本部を設置し、リスクや被害等の最小化を図る。
(2) 業務監査室の監査により法令・定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は経営理念を機軸に年度計画等を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行う。
(2) 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
(3) 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

5．当社並びに子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
　当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつも、企業集団として一体性を有すること、また、適正な業務運営を図るため、子会社の管理を当社の経営企画課が統括するものとし、経営企画課の担当取締役が、経営内容を定期的に点検する。
なお、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。
(1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
　子会社の管理を統括する当社の経営企画課が、必要に応じて子会社より報告させる。なお、子会社の代表取締役は、当社の四半期決算毎に、業績進捗等を報告する。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　・子会社は、当社の「危機管理規程」、「リスク管理規程」を準用しリスク管理を行い、未然防止を図る。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、当社へ報告するとともに対策本部を設置し、リスクや被害等の最小化を図る。
　・当社の業務監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施または統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の実施状況及びその結果は、その重要度に応じ当社取締役会、子会社取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の所定の機関に報告する。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　・当社は、当社グループの年度計画を策定し、子会社の業績目標等を明確にすることで、当社グループの取締役等の職務執行体制を整える。
　・子会社は、経営上の重要な事項等について当社へ報告するものとし、必要に応じて当社の事前承認を得た上で職務を執行する。
(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制
　・子会社は、当社が定める「企業倫理基準」に基づき、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。また、当社の経営企画課及び業務監査室は、必要に応じて子会社を指導する。

6．監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査等委員である取締役は、使用人に対して、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
(2) 監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人の職務遂行に関する評価については、監査等委員である取締役の意見を聴取するものとする。
(3) 監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人に対して、その職務遂行に関する必要な権限を与えるとともに、それを妨げてはならないものとする。

7．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制、及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員である取締役に報告するための体制
(1) 代表取締役及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
(2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員である取締役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。なお、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、及び取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実については、これらを発見次第、速やかに当社の監査等委員である取締役へ適宜適切に報告するものとする。
・内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）

・リスク管理の状況
・コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
・その他上記に準じる事項
（3）当社の業務監査室は、その業務執行状況等について、定期的に当社の監査等委員である取締役に対して報告を行う。

8．監査等委員である取締役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社は、前項に定める監査等委員である取締役に対する報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。
（2）当社が定める「内部通報制度規程」に基づき、当社の業務監査室、又は当社の監査等委員である取締役に対して報告を行った者に関しても、前述（1）と同様の扱いとする。

9．監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（1）監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用については、当該費用が監査等委員会の職務執行に必要がないと認められた場合を除き、前払いまたは償還等を請求できるものとし、会社は当該費用を負担する。

10．その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査等委員会の過半数は社外取締役とし、対外透明性を担保する。
（2）監査等委員である取締役が監査の実施にあたり、独自に顧問弁護士を雇用し、または必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
（3）当社の代表取締役及び取締役は、監査等委員である取締役と定期的な会合を持ち、経営課題やコンプライアンス体制等について意見交換を行う。
（4）監査等委員である取締役より要請があった場合は、当社及び当社グループ内で実施される各種会議へ出席できるものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する」を基本方針として掲げ、企業倫理基準に反社会的勢力との対決について下記のとおり規定し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
a．市民や企業に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します
b．反社会的勢力に対する利益供与は一切しません
c．反社会的勢力に対する情報を社内で共有し、社員全員で対処します
d．業界・地域社会で協力し、また警察等の関係行政機関と密接な連携を取って反社会的勢力の排除に努めます

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

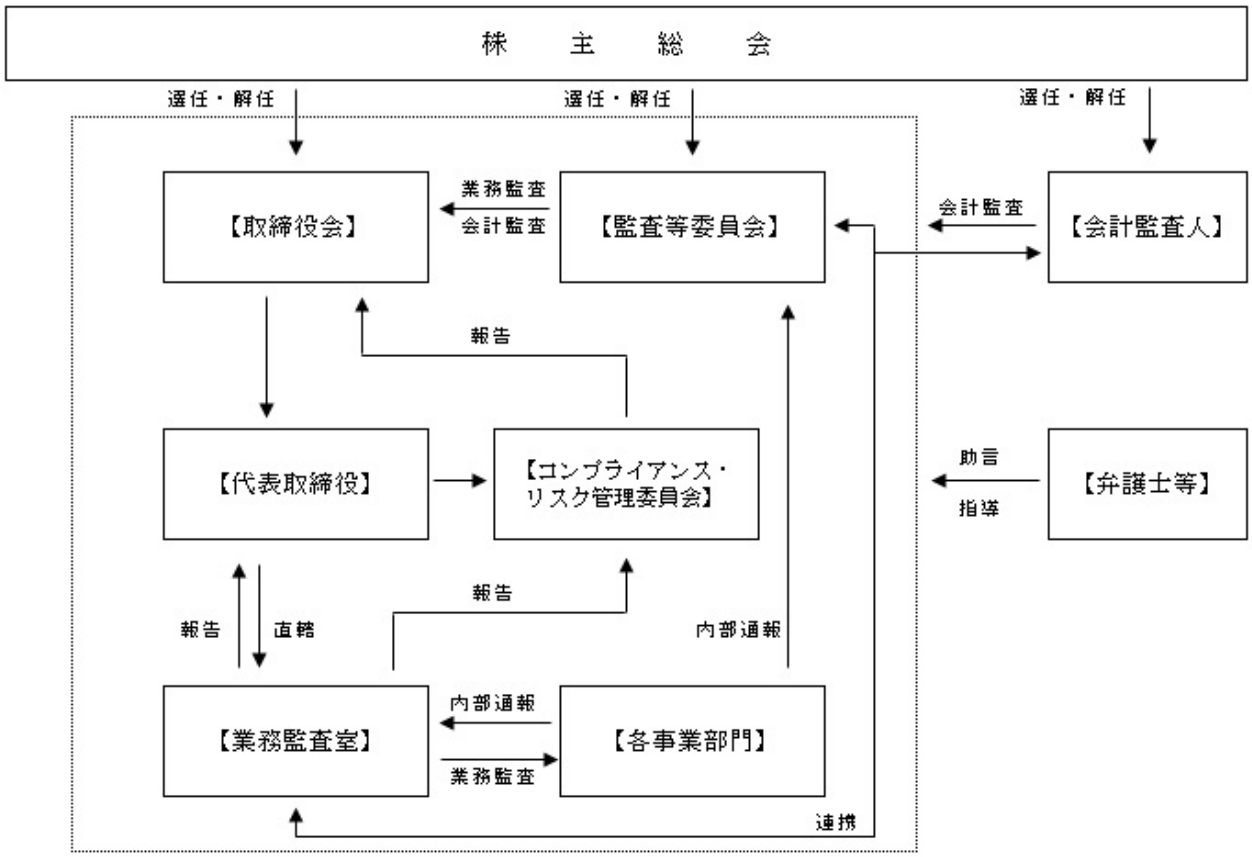
該当項目に関する補足説明

特に制度として導入はしていません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) コーポレート･ガバナンス体制について
当社は、コーポレート･ガバナンスを更に充実させるため、組織体制整備や規程整備を継続的に行って参ります。なお、現状の体制等については「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート･ガバナンス体制の状況2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。
(2) 適時開示体制の概要
a．担当部署
会社情報の適時開示に関する担当部署は経営企画室であり、情報取扱責任者は経営企画室を掌握する担当取締役であります。
b．情報収集
当社各部署及び関連会社において重要情報が発生した場合、その情報を直ちに経営企画室へ報告することとしております。報告を受けた経営企画室の担当者は情報取扱責任者に報告するとともに、情報取扱責任者は「株式等の内部者取引に関する規程」に則り内部情報管理を徹底するとともに、インサイダー取引の未然防止を図っております。
c．適時開示の判定
情報取扱責任者は、適時開示の重要性及び適時開示の要否を開示規則(金融商品取引法、企業内容等の開示に関する内閣府令、東京証券取引所の「有価証券上場規定」に基づく適時開示規則等)に則り判断しております。
d．情報開示
開示が義務付けられている決定事実、発生事実及び決算情報については、その開示内容を取締役会または代表取締役より承認を得て、速やかに開示しております。その他の任意開示につきましては、担当取締役、経営企画室、その他関連部署で協議･審査のうえ、代表取締役の承認を得て、速やかに開示しております。情報開示につきましては、TDnetへの登録(適時開示情報閲覧サービスへの掲載)、自社ホームページへの掲載を行っております。

【参考資料１：コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【参考資料2:適時開示体制の概要】

